

青森労働局からのお知らせ

令和6年1月

くるみん・プラチナくるみん認定について

○くるみん認定とは

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出を行った企業のうち、行動計画に定めた目標を達成したことなどの一定の基準を満たした企業について、都道府県労働局への申請により、厚生労働大臣が「子育てサポート企業」として認定（くるみん認定）する制度です（認定の権限は都道府県労働局長に委任されています）。

○プラチナくるみん認定とは

くるみん認定企業のうちより高い水準の取組を行った企業について、一定の要件を満たした場合に優良な「子育てサポート企業」として特例認定（プラチナくるみん認定）する制度です（認定の権限は都道府県労働局長に委任されています）。



* 認定の取得により、上記認定マークを名刺・求人広告・商品等につけることができ、企業のPRや人材の確保・定着を期待できます。

* くるみん、トライくるみんの星の数は、企業がこれまで認定を受けた回数を表します。

* プラチナくるみんの認定マークは12色から選べるため、企業カラーに合わせて活用することができます。

- 青森労働局管内の認定件数は、くるみん55件・プラチナくるみん5件となっています。
- 県内のくるみん認定企業の取組事例について
 - 1 育児休業等に関する取組
制度周知…「たまにパパより、いつもパパ」というキャッチコピーを入れた育児休業取得のためのチラシを作成。
 - 2 年次有給休暇取得促進、残業削減の取組
年休取得促進…連続して休みを取りやすいように年次有給休暇3日連続取得を制度化。
 - 3 職員の定着に関する取組
新規採用職員の育成…新規採用職員の育成体制（チューター制度の実施、育成担当者に対する研修等）を構築し、離職を防止。

お問い合わせ先：雇用環境・均等室 [電話番号] 017 - 734 - 4211

働き方改革関連法について



働き方改革のポイントを チェック!

働き方改革を進めるための、法改正が順次始まっています。
今一度、就業規則、賃金規程、36 協定などの点検を行いましょう。

【ルール1 年次有給休暇の時季指定】

労働基準法が改正され、使用者は、法定の年次有給休暇付与日数が 10 日以上の全ての労働者に対し、毎年 5 日、年次有給休暇を確実に取得させる必要があります。

【ルール2 時間外労働の上限規制】

残業時間の上限は、原則として月 45 時間・年間 360 時間とし、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることはできません。

【ルール3 同一労働同一賃金】

同一企業内において、正社員と非正規雇用労働者との間で、基本給や賞与などのあらゆる対偶について、不合理な待遇差を設けることが禁止されています。

詳しくは、働き方改革特設サイトをご覧ください。

⇒ <https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/point.html>

お問い合わせ先：雇用環境・均等室 [電話番号] 017 - 734 - 4211